

DX で描く浅口未来デザイン

－浅口市 DX 推進方針－

～ いつでも どこでも だれでも ～

2022.5

浅口市

目 次

1	背景・目的	2
2	方針の位置づけ	3
3	将来像	4
4	推進体制	5
5	方 針	6
	（１）自治体の情報システムの標準化・共通化	7
	（２）マイナンバーカードの普及促進	8
	（３）行政手続きのオンライン化	9
	（４）ＡＩ・ＲＰＡの利用促進	1 1
	（５）テレワークの推進	1 2
	（６）セキュリティ対策の徹底	1 3
	（７）地域社会のデジタル化	1 4
	（８）デジタルデバイド対策	1 5
	（９）オープンデータの推進	1 6
6	用語説明	1 7

1 背景・目的

近年、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末の技術の進化、無線通信の高速化（LTE、5G 等）に伴い、モバイル端末の情報機器が急速に普及し、これに比例して、インターネット利用者が増加し、ネットショッピング、動画の配信・閲覧、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などの利用者も増えています。

従来、情報源はテレビ、ラジオ、新聞などの利用者が能動的な操作を行わず提供する側から自動で行われる Push 型でしたが、インターネットが新たな情報源となったことにより、利用者が自ら進んで情報を取得する Pull 型となり、情報の取得方法に大きな変化が生まれています。

こういった、社会の変化に対応するため、行政サービスにおいても、デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織や業務改革により、市民の生活をより良い方向に寄与する DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、市民が「いつでも どこでも だれでも」サービスの提供が受けられる環境を整備する必要があります。

2 方針の位置づけ

本方針は、第2次浅口市総合計画（後期基本計画）の下位方針として、浅口市の将来像である「キラリと光る 未来そうぞうワクワク都市」の実現をデジタルの分野で推進するとともに、国の「自治体DX推進計画」において定められた、「重点取組事項」及び「DXの取組みとあわせて取り組むべき事項」についての推進方法を定め、計画的に自治体DXに取り組むための方針です。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年12月）第9条第3項に規定されている「市町村官民データ活用推進基本計画」としても位置づけます。

3 将来像

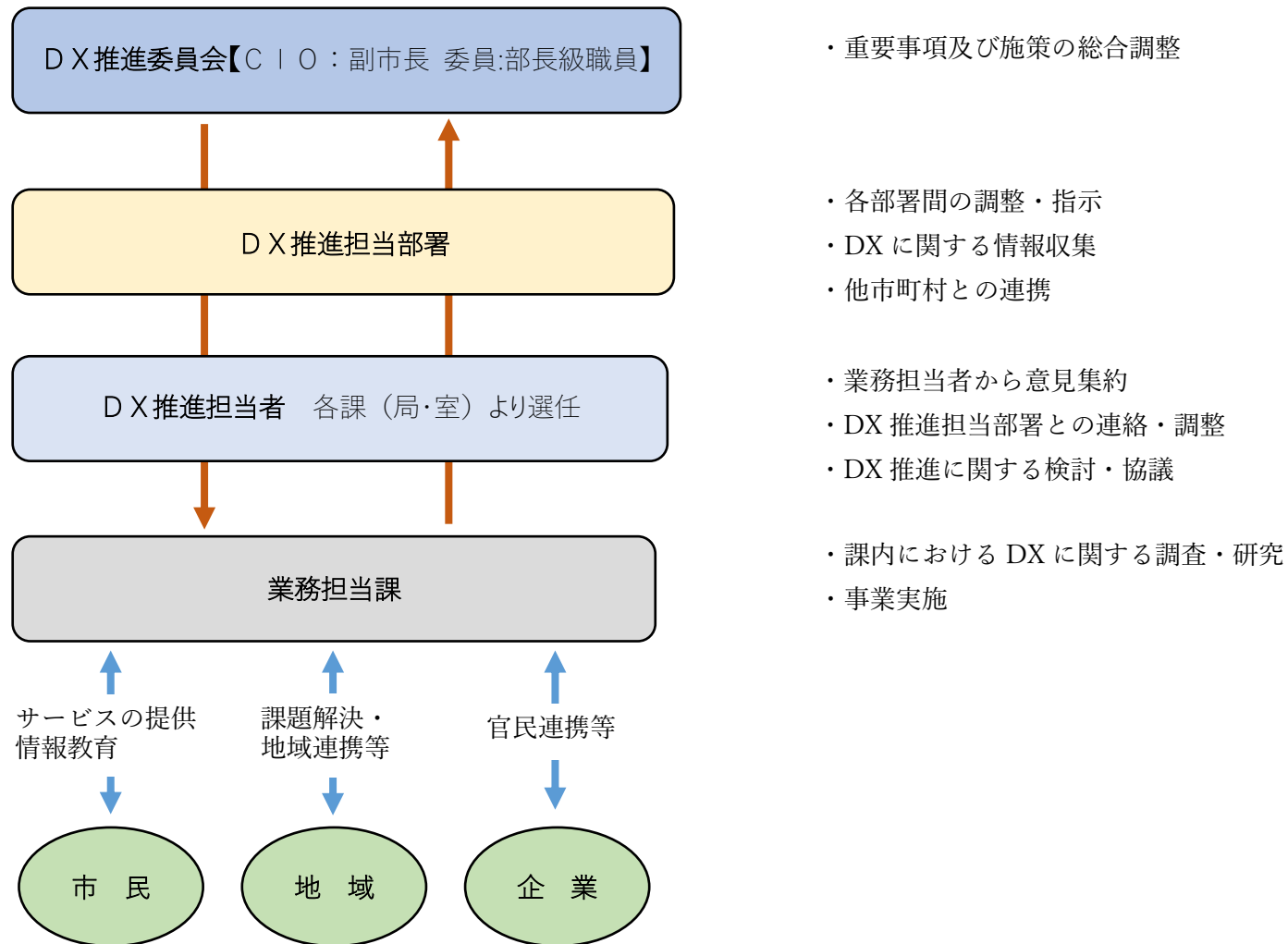
浅口市が目指す「キラリと光る 未来そうぞうワクワク都市」を実現するため、デジタル技術を活用したまちづくりを推進します。

本市の行政サービスは、市役所に訪れた市民に対して、窓口でサービスの提供を行う形態が基本でしたが、デジタル技術を活用し、市役所に訪れることなく「いつでも どこでも だれでも」行政サービスの提供が受けられるデジタル・ガバメントの構築を目指します。

様々なデジタル技術を活用した市民目線でのサービスデザインを心がけ、行政サービスの向上や行政事務の効率化など BPR(業務プロセスの再構築)を推進しながら効果的で効率的な行政運営を推進します。

また、地域課題の解決や市民の利便性の向上、災害対策など、市民がDXの恩恵を受けられる、「いつでも 住み続けたいまち 浅口市」をデザインしていきます。

4 推進体制



5 方 針

現在の行政サービスにおいてD Xを積極的に取り入れ、市民の利便性の向上、業務の効率化を図ります。また、D Xによる新たな行政サービスを提供し、市民サービスの向上を目指します。

行政サービスにおけるD Xの活用

「自治体D X推進計画」（総務省）重点取組事項

- ・自治体の情報システムの標準化・共通化
- ・マイナンバーカードの普及
- ・行政手続きのオンライン化
- ・A I・R P Aの利用推進
- ・テレワークの推進
- ・セキュリティ対策の徹底

新たな行政サービスの提供

「自治体D X推進計画」（総務省）
自治体D Xの取組とあわせて取り組むべき事項

- ・地域社会のデジタル化
福祉、教育、防災、産業振興、税など
- ・デジタルデバイド対策
- ・オープンデータの推進

(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

【 目 的 】

業務改革、業務・データの標準化・共通化等について、国が整備するガバメントクラウドを活用し、コストの削減、情報システムの迅速な構築、システム間のデータ移行、強固なセキュリティ対策など、行政の効率化を実現するため標準システムへの移行を行う。

【 取組方針 】

令和 7 年度（2025 年）までに、基幹業務システム 20 業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行う。また、システム移行に合わせて、業務フローの見直し、業務のスリム化を行う。

その他のシステムについても同様に業務フローの見直し、業務のスリム化を行う。

【 対象となる 20 業務 】

住民記録	選挙人名簿管理	固定資産税	個人住民税	法人住民税	軽自動車税
国民健康保険	国民年金	障害者福祉	後期高齢者医療	介護保険	児童手当
生活保護	健康管理	就学	児童扶養手当	子ども・子育て支援	戸籍
戸籍の附票	印鑑登録				

【スケジュール】

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
既存システムとの差異調査・文字同定作業等			
		業務のシステム移行	

(2) マイナンバーカードの普及促進

【 目 的 】

電子的な本人確認を行うマイナンバーカードは、コンビニでの住民票等の交付や行政手続きのオンライン申請を行う際には必ず必要となる。また、健康保険証や還付口座の登録などマイナンバーカードの利用も拡大されており、今後様々な分野で活用され、市民へデジタル行政サービスの提供を行うためには、マイナンバーカードが必須となるため普及促進を行う。

【 取組方針 】

マイナンバーカードの利用方法や必要性を市民に理解してもらうため、ホームページなどを活用し周知を行う。また、マイナンバーカードの交付手続きやマイナポイントの申請など、情報機器に不慣れな方へのサポート体制も充実させ普及促進を行っていき、令和4年度末までには、ほとんどの市民へマイナンバーカードの交付ができるように取り組む。

【 スケジュール 】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
マイナンバーカードの普及促進			

（３）行政手続きのオンライン化

【 目 的 】

デジタル・ガバメント実行計画で示されている「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き」のうち、主に市民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続きについて、マイナポータルを通じてオンライン申請を可能とし、市民の利便性の向上を図る。

また、その他の手続きや施設利用についても、「いつでも どこでも だれでも」申請が行えるよう、順次オンライン化し、市民の利便性の向上と行政事務の効率化を図る。

【 取組方針 】

令和４年度中に、２７手続き（子育て関係１５手続、介護関係１１手続、被災者支援関係１手続）について、オンライン化を行うとともに、基幹業務システムとの連携を行い、申請からデータの登録までを一連の作業で完了するシステムを構築する。

その他の手続きについても、法令の制約や対面での対応が必要な手続等を調査し、オンライン化可能な手続について順次オンライン化を行う。

施設利用における、空き状況の確認や予約についてもオンライン化を行う。

手数料の発生する手続き等について、申請時に手数料の支払いも完了するよう、キャッシュレス決済の導入について検討する。

【 令和４年度に対象となる手続 】

子育て関係（１５手続）

- １）児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- ２）児童手当等の額の改定の請求及び届出
- ３）氏名変更／住所変更等の届出
- ４）受給事由消滅の届出
- ５）未支払の児童手当等の請求
- ６）児童手当等に係る寄附の申出
- ７）児童手当に係る寄附変更等の申出
- ８）受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- ９）受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- １０）児童手当等の現況届

- 1 1) 支給認定の申請
- 1 2) 保育施設等の利用申込
- 1 3) 保育施設等の現況届
- 1 4) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 1 5) 妊娠の届出

介護関係（1 1 手続）

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 1 0) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 1 1) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係

- 1) リ災証明書の発行申請

【 スケジュール 】

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
2 7 業務のオンライン化			
その他の手続き、施設利用について順次オンライン化			

(4) A I ・ R P A の利用促進

【 目 的 】

本格的な人口減少社会となる2040年を見据え、A I やR P A などのデジタル技術を活用し、行政事務の効率化を図ることにより、企画の立案、計画の策定などの政策的な業務や人と人のコミュニケーションが必要となる業務など、本来職員が専念すべき業務に注力できる環境を整備し、効率的かつ効果的な行政運営を行う。

【 取組方針 】

A I ・ R P A の導入が可能なシステムについて、業務プロセスの見直しやテストを行い、効果的な業務の選定及び計画的な導入を行う。
また、データの集積による機能の向上や導入費用、運用経費の削減のため、複数の団体（高梁川流域など）での共同利用も検討する。
A I 等を活用した、24 時間 365 日対応可能な窓口業務について検討する。

【 スケジュール 】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A I ・ R P A の調査・テスト・検討			
	A I ・ R P A を活用することが効果的な業務について導入		

(5) テレワークの推進

【 目 的 】

テレワークによる、時間や場所にとらわれず業務を遂行できる働き方は、職員の多様化するライフスタイルへの対応、ワークライフバランスの推進を図るための効果的な手法の1つである。また、新型コロナウイルスのような感染症の発生時や災害時における業務継続のための有効な手段になっていることから、推進を行う。

【 取組方針 】

テレワークに適した業務、テレワークを実施するにあたっての課題やその対応策について検討し、テレワークを使いやすい環境の構築を行う。

テレワークは、起案書や回覧文書など現在のペーパー方式では、決裁が困難であるため、電子決裁基盤の導入などペーパーレス化について検討する。

【 スケジュール 】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
テレワークの利活用の推進			
業務の選定、運用・制度の見直し			
電子決裁基盤の調査研究			

(6) セキュリティ対策の徹底

【 目 的 】

行政手続きのオンライン化、テレワーク、クラウド利用など、デジタル化することにより、電子的に扱う個人情報が増加する。また、行政手続きのオンライン化を始め、インターネットを活用しての行政運営を行う機会が増えるため、市民が安全で安心してデジタル技術を活用できるよう、十分なセキュリティ対策を行う。

【 取組方針 】

国が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

D Xを推進していく上で、現在のセキュリティについての検証を行い、必要に応じセキュリティ対策機器等の導入を行う。

【 スケジュール 】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
情報セキュリティポリシーの見直し			
	セキュリティ対策の実施		

(7) 地域社会のデジタル化

【 目 的 】

デジタル技術を活用し、少子高齢化や人口減少による労働者不足など様々な地域課題の解決に対応する必要がある。また、地域の安全安心の確保、福祉や学校教育の充実など、魅力のあるまちづくりにも活用し、市民がDXの恩恵を受けられ「いつまでも 住み続けたいまち 浅口市」となるよう、行政、市民、地域、企業が連携し取組を行う。

ホームページ、メール配信、SNS など、瞬時に最新情報の提供が可能なツールを活用し、市民への情報発信の充実を図る。

【 取組方針 】

地域が抱えている課題解決や地域の活性化となる事業について検討する。

市民、地域、企業とも連携し、デジタル技術を活用したまちづくりを検討する。

ホームページ、メール配信、SNS などにより行政情報の発信を充実しつつ、より情報発信ツールとしての効果が生まれるよう、利用者（登録者）の増加に努める。

多様なニーズに合わせ情報発信の手段について検討する。

【 スケジュール 】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ホームページ・メール配信・SNS による情報発信			
地域課題や地域の活性化につながる事業の調査研究			
SNS・メール配信登録について周知・情報発信ツールの検討			

(8) デジタルデバйд対策

【 目 的 】

官民間問わず社会全体で様々な分野においてＤＸが推進されていくうえで、誰一人取り残すことなく、すべての市民がＤＸの恩恵を感じられる環境の整備を行う必要がある。そのためには、情報機器に不慣れな方でも、容易に操作できるシステム構築や操作方法などが学べる情報教育も併せて取り組む必要がある。

【 取組方針 】

情報機器に不慣れな方に対して、スマートフォンの使い方教室など情報教育の充実を図る。

行政システムのオンライン化など、市民サービスの提供を行うデジタル化については、市民目線での使い易いシステムの構築に努める。

スマートフォンやパソコンを持っていない人でもオンライン申請が行えるように、公共施設へタブレット端末等の配備を検討する。

【 スケジュール 】

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
スマホ教室などの情報教育			

(9) オープンデータの推進

【 目 的 】

市が保有するデータを積極的に公開することで、地域の活性化や地域の課題解決、安全安心なまちづくりへの活用が期待される。また、企業による、オープンデータを活用した新たなサービスの提供など、市民の利便性の向上や充実した情報提供も期待できるため、オープンデータの推進を行う。

【 取組方針 】

公開可能な行政データの調査及び選定を行い、公開するデータの整理を行う。

県内市町村で共同利用しているシステム「data eye」により、順次データの公開を行う。

【 スケジュール 】

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
公開データの整理（調査、選定など）			
オープンデータの充実（データの公開）			

6 用語説明

AI	「Artificial Intelligence（アーティフィシャルインテリジェンス）」の略。 人工知能のこと。人間の言語を理解したり、論理的な推論や経験による学習を行ったりするコンピュータプログラムなど。
BPR	「Business Process Re-engineering（ビジネスプロセスリエンジニアリング）」の略 業務の本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセス（過程・手順）の視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再構築するという考え方
CIO	「Chief Information Officer（チーフインフォメーションオフィサー）」の略。 最高情報統括責任者と訳される。企業や行政機関などといった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者を指す。
DX	「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略。 デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
RPA	「Robotic Process Automation（ロボティックプロセスオートメーション）」の略。 繰り返し行う業務やルールに基づいて処理できる定型業務を、人間の代わりにソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念。
SNS	「Social Networking Service(Site)（ソーシャルネットワーキングサービス）」の略。 個人間の交流を支援するサービス（サイト）で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができるもの。
5G	「ファイブジー」（第5世代移動通信システム）のこと 「超高速」だけでなく、「多数同時接続」「超低遅延」といった特徴を持つ次世代移動通信システム。

オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民だれもがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。
ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
キャッシュレス決済	支払い・受取りに紙幣・硬貨といった現金を使用せず、クレジットカードや電子マネー、QRコードなどを利用して決済する方法のこと。
クラウド	事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
テレワーク	働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、移動中や移動の合間に行うモバイルワーク、サテライトオフィスやコワーキングスペースといった施設利用型テレワークのほか、リゾートで行うワーケーションも含まれる。
マイナンバーカード	表面に顔写真、氏名、住所、生年月日、性別が、裏面にマイナンバーが記載され、ICチップによる電子証明書などの機能を持ち、電子申請などに利用できる。なお、インターネットを通じて申請や届出などの行政手続を行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために、本人確認の手段として公的個人認証サービスが用いられている。電子証明書と呼ばれるデータを、外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカードなどのICカードに記録することで利用が可能となる。

